

# 大規模不法行為と賠償責任保険

## 樑 博 行

### はじめに

製造物の瑕疵が広範囲に人身および財産への被害を発生させると、多くの損害賠償請求訴訟が提起される。被害者および請求額が増加および拡大した結果、いわゆる大規模不法行為訴訟（mass torts）が提起される<sup>(1)</sup>。製造者が被害者に対して賠償を支払うためには、多額な資金を必要とする。アメリカの製造者は損害保険会社との間で、損害保険の一種である人身および財産への賠償責任保険契約を結んでおり、製造物瑕疵による被害が発生した際に支払われる保険金が損害賠償の原資となる。大規模不法行為訴訟の原告にとり、賠償責任保険金の支払が損害賠償を受けるための条件ともなるのである。しかし、被告である加害者から賠償責任保険金が損害保険会社に請求されると、その支払を巡り両者との間で争いが発生する。大規模不法行為の加害者である被告は、被害者である原告ならびに損害保険会社との二面的な訴訟にもつれ込むことになる<sup>(2)</sup>。

賠償責任保険を巡る問題は、大規模不法行為の解決に影響を与えるものとなっている。そこで本稿は、賠償責任保険の担保範囲、保険金請求時期の確定、そして保険金請求への損害保険会社の抗弁の検討を通じ、大規模不法行為における賠償責任保険の意味について考察を加える。

- 
- (1) 大規模不法行為（mass torts）は、大規模事故、製造物責任、そして環境破壊を総称する用語である。科学技術の発展に伴い1970年代からこの現象が増加している。大規模不法行為の定義およびその発展の背景については、樑博行「大規模不法行為出現の背景」白鷗法学第22巻2号53頁（2016）を参照。
- (2) Eugene R. Anderson, et al., LITIGATING MASS TORT CASES § 14A:1 (West: updated 2016).

## 一 賠償責任保険の担保範囲

製造者である企業は、製造物瑕疵を原因とする将来の損害に対処するため、賠償責任保険である企業総合賠償責任保険(Corporate general liability insurance: CGL)契約を損害保険会社との間で締結する。その名から推定できるように、当該保険は瑕疵ある製造物が引き起こした人身および財産損害からくる営業上の危険を包括的に保証するものである<sup>(3)</sup>。保険契約者の営業活動で直面する特定の危険性に広く対応し<sup>(4)</sup>、営業車による事故や労働災害も含んだものとなっている<sup>(5)</sup>。企業総合賠償責任保険証券は、①重要な保険契約条項のまとめ、②担保範囲についての保険契約の合意、③補償がなされない場合、④責任の制限を含む損害保険会社と保険契約者との間の権利義務、⑤保険契約の追加や変更についての裏書条項、以上の項目で構成されている<sup>(6)</sup>。

人身損害は、人体に対する障害または損傷を指す広範なものである。例えば、染髪により好ましくない見苦しい髪色になった場合<sup>(7)</sup>、携帯電話電磁波による細胞破壊<sup>(8)</sup>、そして胎児への被害などがそれに含まれている<sup>(9)</sup>。

(3) Robert D. Goodman, et al., 1-1 LAW OF LIABILITY INSURANCE § 1.03 (Mathew Bender: updated 2016). またCGLの発展経緯については、*See, e.g.,* Scott P. DeVries, *The Insuring Agreement in CGL Policies-The Policyholder's Perspective*, 3 ENVTL. CL. J. 65 (1990). わが国においても、例えば損害保険会社である損保ジャパン日本興亜は、当該保険を「オーダーメイドの保険設計により、企業の皆さまの事業活動に関わる第三者賠償リスクを包括的にカバーする保険プログラム」と説明している。<http://www.sjnk.co.jp/hinsurance/risk/liability/scorpo/> (2017年1月13日最終確認)

(4) *Reliance Nat. Ins. Co. v. Hatfield*, 228 F.3d 909, 911 (8th Cir. 2000).

(5) *American Family Mut. Ins. Co. v. American Girl, Inc.*, 673 N.W.2d 65, 73-74 (Wis. 2004).

(6) *See, e.g.,* Robert D. Goodman, *supra* note 2, at § 1.02. なお、賠償責任保険証券は保険期間中に発生した事故のみを保険の対象とする。そして、裏書条項には保険の対象を追加および削除する効力がある。*See, e.g.,* Josse H. Choper, et. al, *INSURANCE LAW IN A NUTSHELL*, 235 (2016).

(7) *Lowenstein Dyes & Cosmetics, Inc. v. Aetna Life and Cas. Co.*, 524 F. Supp. 574, 578 (E.D.N.Y. 1981).

(8) *Zurich Am. Ins. Co. v. Nokia, Inc.*, 268 S.W.3d 487, 492-93 (Tex. 2008).

(9) *Transam. Ins. Co. v. Bellefonte Ins. Co.*, 490 F. Supp. 935, 937 (E.D. Pa. 1980).

問題となるのが精神的損害を人身損害に含むか否かである。ニュー・ヨーク州最高裁判所は、人身という語が広く損害に対応したものであるという理由から人身に精神を含むものとしてそれを肯定した<sup>(10)</sup>。一方、コネチカット州やカリフォルニア州など他の州裁判所では、人身損害を身体への損害および疾病に限定している。精神損害が疾病を発症させることを認識するものの、人身損害の範囲を精神にまで広げていないのである<sup>(11)</sup>。最近の傾向は、2008年のモンタナ州最高裁判所判決であるAllstate Ins. Co. v. Wagner-Ellsworth<sup>(12)</sup>が示すように、身体的な損傷に伴って精神損害が発生している場合に限り精神損害も人身損害に含んでいる<sup>(13)</sup>。身体損傷を伴わない純然たる精神損害のみを人身損害から除外する傾向は1990年代にコロラド州最高裁判所で示されていたが<sup>(14)</sup>、2000年以降は他州へも影響を与えたわけである。

企業総合賠償保険は三段階的に契約する。第1が第一次的保険(primary insurance)である。損害が発生して初めて支払われる保険金であり、損害保険会社の抗弁権を含んでいる。第2がアンブレラ保険と別称される包括的保険(umbrella policy)である。第一次的保険の担保範囲額を超過した損害と、一般的な賠償責任保険では通常担保されない範囲に対して補償を行うものである<sup>(15)</sup>。第3が超過保険(excess insurance)である。多額な損害や継続的損害に対して担保を行う目的があり、損害保険会社に抗弁

---

(10) Lavanant v. Gen. Accident Ins. Co. of Am., 595 N.E.2d 819, 822 (N.Y. 1992). なお、他の州裁判所で同様な判断を行ったものの例には、See, Evans v. Farmers Ins. Exch., 34 P.3d 284, 287 (Wyo. 2001); Ryder v. USAA Gen. Indem. Co., 938 A.2d 4, 10 (Me. 2007).

(11) コネチカット州では、Moore v. Cont'l Cas. Co., 252 Conn. 405, 411-412 (Conn. 2000); またカリフォルニア州ではWaller v. Truck Ins. Exch., 900 P.2d 619, 630 (Cal. 1995).

(12) 188 P.3d 1042 (Mont. 2008).

(13) *Id.* at 1045, 1051. 本判決は、精神的損害を人身損害に含まなかった先例である Jacobsen v. Farmers Union Mutual Ins. Co., 87 P.3d 995 (Mont. 2004). を覆している。

(14) National Cas. Co. v. Great Sw. Fire Ins. Co., 833 P.2d 741, 746-47 (Colo. 1992).

(15) Treesale, Inc. v. TIG Ins. Co., 681 F. Supp. 2d 611, 619 (W.D. Pa. 2010).

権はない<sup>(16)</sup>。

保険契約者は、保険金支払原因が発生すると可能な限り早急に（as soon as practicable）第一次の保険を契約する損害保険会社に告知しなければならない。しかし、保険金請求原因が発生したとしても、保険契約者が認識できないことがある。なぜなら、例えばアスベスト被害のような損害は、時間経過することで発症し初めて認識されるからである。また、製造物瑕疵による損害発生が大規模となっていることが認識できるのは、最初の発生から相当数の損害が継続的に起こった後であり、相当な時間経過後となっているからである。そこで、超過保険契約を結んだ損害保険会社が告知の遅延による抗弁をなすことになる<sup>(17)</sup>。保険契約において保険金支払の条件となっているため、保険金請求原因が発生した旨の告知に早急性が求められているのである。

告知の遅延それ自体が抗弁となるかについて、州裁判所は否定的な見解をとっている。損害保険会社に何らかの不利益を与える程度の告知の遅延が不在であれば、少なくとも41州の州裁判所では抗弁とはならないと判断しているのである<sup>(18)</sup>。この考えを不採用であったニュー・ヨーク州<sup>(19)</sup>も、州制定法で2009年1月17日以降に結ばれた賠償責任保険については適用することを認めている<sup>(20)</sup>。

保険契約で定める保険金支払については事故発生数の確定が必要とな

(16) Anderson, *supra* note 2, § 14A:2.

(17) See, e.g., *Hoechst Celanese Corp. v. National Union Fire Ins. Co. of Pittsburgh, PA*, 1994 WL 721639 (Del. Super. Ct. 1994). 本件は、損害発生を初めて認識したのが1970年代で、1980年に最初の訴訟が起こされて以降1988年までに105件の訴えが提起されている。この事実からデラウェア州最高裁判所は、通知が遅延したのは理由があるとして遅延の抗弁を退けている。

(18) Annotation, *Modern Status of Rules Requiring Liability Insurer to Show Prejudice to Escape Liability Because of Insured's Failure or Delay in Giving Notice of Accident or claim, or in Forwarding Suit Papers*, 32 A.L.R. 4th 141, § 5[a] (1984).

(19) See, e.g., *Olin Corp. v. Insurance Co. of North America*, 743 F. Supp. 1044, 1053 (S.D.N.Y. 1990).

(20) N.Y. Ins. Law § 3420 (a)(4)(2008).

る。保険担保額に上限がある場合、保険契約者は事故発生数に比例して増加した損害賠償請求への対応に迫られるからである。そこで、発生数の確定を目的として因果関係理論（causation theory）と効果理論（effect theory）が用いられてきた。因果関係理論は、広範かつ多数に損害が及んでいる場合であっても、相当因果関係が同一の損害を抽出することで発生数を算定する方法であり、多くの州裁判所が採用している<sup>(21)</sup>。一方で効果理論は、保険契約者の行為から発生する損害の数により算定する方法を用いる<sup>(22)</sup>。州裁判所における大規模不法行為訴訟は、複数の地区の州裁判所で提起され、重複した審理を回避するために特定の裁判所でプレ・トライアルが併合された審理が行なわれる<sup>(23)</sup>。その際には、因果関係が同一と推定される訴えが併合される。併合された訴え数が事故発生数と推定されるため、因果関係理論の方が効果理論よりも発生数の確定が容易となる。

## 二 保険金請求時期の確定

大規模不法行為の中でもアスベスト被害など有毒物質曝露事案では潜伏期間があるため、有毒物質に初めて曝露または瑕疵ある薬品を服用してから長期間経過した後、損害が発生する。因果関係と損害発生時点との間に時間差が存在すれば、実損発生時が特定困難となる問題が発生する。そこで、保険金請求時期の確定のために、裁判所は多くの基準を示してきた。

その第1が継続的損害理論（continuous injury theory）である。当該理論は、一定の期間経過後に損害発生が認識された場合、その原因発生時よ

---

(21) See, e.g., Illinois Nat. Ins. Co. v. Szczepkowicz, 542 N.E.2d 90, 92 (Ill. App. Ct. 1st Dist. 1989); Kansas Fire and Cas. Co. v. Koelling, 729 S.W.2d 251, 252 (Mo. Ct. App. E.D. 1987).

(22) See, e.g., American Indem. Co. v. McQuaig, 435 So.2d 414, 415 n.1 (Fla. Dist. Ct. App. 5th Dist. 1983).

(23) 州でのプレ・トライアルの併合は州毎に様々な方法で行われる。これについては、樫博行「大規模不法行為訴訟における連邦裁判所と州裁判所の協働」白鷗法学第21巻2号1頁（2015）を参照。

り損害発生時まで継続して保険金請求原因を認めるものである。1981年のKeene Corp. v. Insurance Co. of North America<sup>(24)</sup>において示された。中皮腫発症の情報を受けた後、保険契約者であるアスベスト製造会社が、契約している複数の損害保険会社に保険金の請求を行った。しかし、いずれの損害保険会社も原因発生から長期が経過し告知が遅延していると主張して、保険金支払を拒絶した。裁判所は、最初にアスベストに曝露した時から中皮腫が発症した時まですべての期間について、複数の損害保険会社が連帯して保険金支払債務を負っていると述べた<sup>(25)</sup>。1949年に初めてアスベスト曝露を受けた後、2008年に疾病を発症しており、1949年から2008年までの期間すべてについて保険金請求原因が発生していると判断したのである<sup>(26)</sup>。

本判決の継続的損害理論はその他の州裁判所の判断にも影響を与えた。当該理論はアスベスト被害での保険適用の場面でふさわしいものであると評されており<sup>(27)</sup>、人身被害のみならず財産被害にも適用されるに至っている<sup>(28)</sup>。また学説も、効果的な危険性の削減を促進するものであり<sup>(29)</sup>、アスベスト以外の有毒物質の領域にも適用範囲を広げるべきであると積極的に評している<sup>(30)</sup>。その結果、継続的損害理論はアスベスト事案のみならず有毒物質損害全般に適用される基準となってきたのである<sup>(31)</sup>。しかし、当該

(24) 667 F.2d 1034 (D.C. Cir. 1981).

(25) *Id.* at 1044.

(26) *Id.* at 1047.

(27) Owens-Corning Fiberglas Corp. v. American Centennial Insurance Co., 660 N.E.2d 770, 790 (C.P. 1995).

(28) *See, e.g.*, Armstrong World Industries, Inc. v. Aetna Casualty & Surety Co., 26 Cal. Rptr.2d 35, 88-89 (App. 1st Dist. 1993).

(29) Note, *Developments in the Law – Toxic Waste Litigation*, 99 HARV. L. REV. 1458, 1574-76 (1986).

(30) Note, *The Applicability of General Liability Insurance to Hazardous Waste Disposal*, 57 S. CAL. L. REV. 745, 759-63 (1984).

(31) DES、豊胸剤、騒音による聴力低下、そして環境破壊などの事例において適用される理論となっている。*See, Anderson, supra* note 2, at § 14A:5.

理論は賠償責任保険の担保範囲が他の理論と比べて広範化し、保険契約者にのみ有利になる。さらに複数の損害保険会社と企業総合賠償責任保険を締結している場合には、保険金の請求の名宛人である損害保険会社が不明になる問題が発生する<sup>(32)</sup>。

第2が曝露理論 (exposure theory) である。これは、ニュー・ヨーク州裁判所の1991年のCounty of Niagara v. Fireman's Fund<sup>(33)</sup>で示されたもので、被害者の有毒物質への曝露時点を保険金請求時期とする。曝露理論で保険金請求時を決定することは、判例及び制定法とも合致するだけでなく、有毒物質曝露と保険金請求時期が同時となるためより実務的であり、問題も少ないとする利点が述べられていた<sup>(34)</sup>。本理論は流産防止に用いられた女性ホルモン剤で発ガン性をもつDES (ジエチルスチルベストロール: Diethylstilbestrol) 事案が背景にある。1986年にニュー・ヨーク州南部地区連邦地方裁判所はBurroughs Wellcome Co. v. Commercial Union Insurance, Co.<sup>(35)</sup>において、保険契約期間での被保険者へのDESの投与可能性が否定されず<sup>(36)</sup>、DES被害についての損害賠償請求への抗弁義務がDES投与時点で発生している<sup>(37)</sup>と既に述べていたのである。本理論は、ニュー・ヨーク州をはじめ多くの連邦巡回区控訴裁判所で採用されている<sup>(38)</sup>。しかし、有毒物質の曝露期間は長期にわたることがあるため、複数の損害保険会社との間で保険契約を結んでいる場合には、いずれの損害保険会社が保険金支払責任を負うのかが不明になる問題がある<sup>(39)</sup>。

第3が兆候理論 (manifestation theory) である。本理論は、人身およ

(32) Note, *Adjudicating Asbestos Insurance Liability: Alternatives to Contract Analysis*, 97 HARV. L. REV. 739, 742-743 (1984).

(33) No. 71134 slip op. (N.Y. Sup. Ct. Niagara County, Jan. 14 1991).

(34) *Id.*

(35) 632 F. Supp. 1213 (S.D.N.Y. 1986).

(36) *Id.* at 1220.

(37) *Id.* at 1222.

(38) Anderson, *supra* note 2, at § 14A:6 n.1.

(39) Note, *supra* note 32, at 742.

び財産損害発生の際が見られる時点を保険金請求時期とする基準であり、アスベスト事案で用いられてきた。本理論を採用した1982年の *Eagle-Picher Industries, Inc. v. Liberty Mut. Ins. Co.* <sup>(40)</sup> は、アスベストによる人身損害の保険金請求時を医学的に損害が判明した時点であると判断した<sup>(41)</sup>。本件においては、疾病兆候の出現で担保範囲を最大化する特約をもつ保険契約が存在した特別の事情があった。そこで、保険契約者はアスベストを原因とする疾病兆候があったと保険契約が主張できたのである。さらに、兆候の診断時点を相当な可能性発生時としている。したがって、本理論はこれらの条件を満たす必要があり、多くの裁判所では採用されていないのである<sup>(42)</sup>。

第4が実損理論 (*injury-in-fact theory*) である。人身または財産損害が保険契約期間内に実際に発生した時点を保険金請求時期ととらえる考えである。この理論は、DES投与による人身損害に対する保険金支払が請求された、1983年の *American Home Products Corp. v. Liberty Mutual Insurance Co.* <sup>(43)</sup> で示された。ニュー・ヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、明らかに保険契約が保険契約期間内に損害発生の際の結果を求め、実際にその診断がなされていれば保険金請求が認められると判断したのである<sup>(44)</sup>。損害発生時を保険金請求時期とする点において、本理論は継続的損害理論と類似する。ただし、本理論が保険契約期間内における事実上の損害発生を求め、事実の確定に重点を置いている点において、継続的損害理論と異なるのである。まさに本判決は、本理論適用の前提として、民事陪審に保険契約に定める保険契約期間内での事実発生の有無についての判断を委ねるべきであると述べているのである<sup>(45)</sup>。

---

(40) 682 F.2d 12 (1st Cir. 1982).

(41) *Id.* at 19-25.

(42) Anderson, *supra* note 2, at § 14A:7 n.2.

(43) 565 F. Supp. 1485 (S.D.N.Y. 1983).

(44) *Id.* at 1513.

(45) *See, e.g., Hoechst Celanese Corp. v. Certain Underwriters at Lloyd's London*, 673 A.2d 164 (Del. 1996).



### 三 損害保険会社による抗弁

#### 1. 偶発性を否定する既知損害の抗弁

賠償責任保険は偶発的損失 (fortuitous loss) への補償を前提とする<sup>(46)</sup>。そこで、既に発生した、または予期できた損害など偶発性に瑕疵があれば賠償責任保険の対象ではなく、保険対象の損害が発生したとしても保険金の支払はなされないことになる。しかし、製造物瑕疵を原因とする損害については、製造物瑕疵を故意に隠蔽した場合を除いて、過失によるものでは保険契約締結時に保険契約者が既に損害の発生を認識または予期したのか判断することは困難である。製造物の瑕疵による被害数は、発生時期では少ないが次第に多くなり、その結果保険契約者がはじめてその瑕疵を認識するからである<sup>(47)</sup>。薬害事案を例にとれば、製薬会社が瑕疵と認識するまでに特定の薬品の発ガン性などの有害性が疑われてマスコミに取り上げられたことにより、損害賠償請求訴訟が急増することが想定される。どの時点で損害が認識または予期できたのかの特定が困難となるのである。また薬害事案では、連邦食品薬品局 (Food and Drug Administration: FDA) の認可過程で瑕疵についての情報が入手できることもあり、当該状況の下では保険契約者に製造物瑕疵およびこれが引き起こす損害の認識があったと推定できる。したがって、大規模不法行為、とりわけ製造物責任によるものについては、損害保険会社は保険契約者が瑕疵を知り得ていたとして容易に保険金支払の抗弁を行うことができるのである。

このいわゆる既知損害 (known loss) の抗弁は、伝統的に被保険者自身の損害を担保する第一当事者 (first party) 保険において発展した抗弁である。第三者の人身および財産損害から保険契約者を守る第三者保険 (third party) である企業総合賠償責任保険とは異なる保険で形成されたのである<sup>(48)</sup>。既知損害の抗弁が認容されるには、保険契約者の知り得た内

---

(46) See, e.g., Anderson, *supra* note 2, at § 14A:12.

(47) Michael Sean Quin, *Fortuity, Insurance, and Y2K*, 18 REV. LITIG. 581, 604 (1999).

(48) See, e.g., Anderson, *supra* note 2, at § 14A:13.

容またはその程度が争点となる。1989年に連邦第2巡回区控訴裁判所は *City of Johnstown, N.Y. v. Bankers Standard Insurance Co.*<sup>(49)</sup>で、当該抗弁を退けている。本件は土地所有者が保険金により汚染された土地の洗浄費用の補償を求めたものであった。土地所有者は賠償責任保険加入前に認識していたのは当該土地が汚染されていたことのみであり、汚染発生にかかる法的責任の内容については知り得ていなかった<sup>(50)</sup>。そこで本判決は、保険契約者が当該汚染の法的責任について十分に既知とはいえないと認定して、損害保険会社による既知損害抗弁を退けたのである<sup>(51)</sup>。

本判決が示した既知損害の抗弁の成立要件に具体的内容を盛り込む立場は、1995年のカリフォルニア州最高裁判所の *Montrose Chemical Corp. v. Admiral Insurance Co.*<sup>(52)</sup>で継受されている。本判決も保険契約者が賠償責任保険契約締結以前に法的責任の内容を実際に知り得ている場合に限り、保険金請求を行うことができないと判断したのである。本件事実によれば、保険契約者は企業総合賠償責任保険に加入する6週間前に、環境保護官庁から一定の財産損害につき責任を負わされる関係者が存在している旨の通知を受けていた。本判決はこの通知を単なる責任の可能性を示したものに過ぎないと認定して、既知損害の抗弁を退けたのである<sup>(53)</sup>。さらに、たとえ第三者の責任が存在したとしても、当該責任を課すことにつき不明瞭性が残り、そのため保険金支払の拒絶が認められないことも併せて述べている<sup>(54)</sup>。連邦第2巡回区控訴裁判所も同年の *Stonewell Insurance Co. v. Asbestos Claims Management*<sup>(55)</sup>において、損害保険会社による既知損害の抗弁を退けている。その理由として、企業総合賠償責任保険加入前にア

---

(49) 877 F.2d 1146 (2d Cir. 1989).

(50) *Id.* at 1152.

(51) *Id.* at 1153.

(52) 913 P.2d 878 (Cal. 1995).

(53) *Id.* at 908.

(54) *Id.*

(55) 73 F.3d 1178 (2d Cir. 1995).

スベストの危険性と損害賠償請求が多く提起されているのを知っていたとしても、将来の損害数、損害賠償請求数、請求認容の可能性、賠償責任保険で担保すべき損害額が不明であることを挙げている<sup>(56)</sup>。そこで、企業総合賠償責任保険加入にあたり保険契約者はアスベスト曝露の危険性を保険料支払で対処することができ、また損害保険会社は適切な額の保険料を算定できたはずであると述べ、既知損害の抗弁を認めなかったのである<sup>(57)</sup>。

一方、最近では一部の裁判所において既知損害を広範に認める傾向がある。2001年にペンシルバニア州裁判所は、Rohm and Haas Co. v. Continental Cas. Co.<sup>(58)</sup>でこの傾向を示している。既知損害の抗弁の認容基準として、被保険者が合理的範囲で損害の存在を知っているか、または一定の程度まで損害が発生していることを知っているかのいずれかを用いるべきであると述べたのである<sup>(59)</sup>。既知損害の範囲を広くとらえる考えは、1995年のマサチューセッツ州最高裁判所判決であるSCA Service, Inc. v. Transportation Ins. Co.<sup>(60)</sup>でみられるようになった。保険契約者が損害発生およびその被害の可能性を保険契約締結時に認識しているだけで、賠償責任保険により担保されないと判断したのである<sup>(61)</sup>。本件では次の事実が存在した。保険契約者によるゴミ埋立て処理業務が生活妨害（ニューサンス：nuisance）であると裁判所により認定されていた<sup>(62)</sup>。そこで、保険契約者に対してゴミ埋立て処理にかかる損害賠償の請求がなされていたのである<sup>(63)</sup>。本判決は、保険契約者が企業総合賠償責任保険加入時にすでにゴミ埋立て処理は生活妨害であると認識しており、それにもかかわらず当該

---

(56) *Id.* at 1215.

(57) *Id.*

(58) 781 A.2d 1172 (Pa. 2001).

(59) *Id.* at 1183.

(60) 646 N.E.2d 394 (1995).

(61) *Id.* at 397.

(62) *Id.* at 396.

(63) *Id.*

業務を継続していたことは、既知損害に該当するとして損害保険会社の抗弁を認めたのである<sup>(64)</sup>。

既知損害を広く解すことは、既知の範囲を拡大させ抗弁認容を容易にさせるだけでなく、比例的に故意による不法行為を広範に成立させることにもなる。その結果、既知損害の抗弁概念の広範化は故意の不法行為である詐欺を包含することになると批判されている<sup>(65)</sup>。既知損害の抗弁はあくまでも偶発性を否定する抗弁である。故意まで要求する妥当性は存在しない。既に発生した損害を積極的に知ろうとする行為には、再度の損害発生につき故意が存在したと判断できようが、開示されていない損害を偶発的に知り得たことは、あくまでも損害発生の蓋然性を認識していたことを示唆するに過ぎないはずである。したがって、既知損害について広く解することは法概念の混乱を引き起こすことになる危険性がある。狭義に解釈適用する方向性が多数の州で採用されているのは<sup>(66)</sup>、まさにこの回避であると理解できるのである。

## 2. 予見または意図の抗弁

1986年以前の企業総合賠償責任保険の保険証書には、保険金請求原因として保険契約者が予見または意図しない人身および財産損害を含む事故が記載されていた。1986年以降では裏書条項にそれをみることができ<sup>(67)</sup>。保険契約者の予見または意図した損害が発生すると保険金請求の抗弁事由となる旨が保険契約に盛り込まれているのである。多くの裁判所は、故意によるものであっても意図されていない結果が生じた際には、保険金請求が可能となることを認めている<sup>(68)</sup>。したがって、損害を発生させ

---

(64) *Id.* at 398.

(65) Rohm & Hass, 781 A.2d at 1183-84. (Castille裁判官反対意見)

(66) Anderson, *supra* note 2, at § 14A:14.

(67) *Id.* at § 14A:16.

(68) *Id.* at § 14A:17.

る行為が意図されたとしても、実際に当該損害が生じなければ、予見または意図の抗弁により保険金請求が妨げられないことになる。具体的な例として薬害が想定される。いかなる薬品にも副作用があり疾病など損害発生のおそれがあるため、製薬会社は少なからず何らかの副作用が発生するのを予見または意図して薬品を製造する。しかし、これは製薬過程で予見または意図した副作用を発生させるのとは異なる。予見または意図の抗弁を成立させるには、保険契約者が予見または意図した損害発生が必要となるわけである<sup>(69)</sup>。

さらに、損害が直接保険契約者の行為で発生することを認識していることも必要である<sup>(70)</sup>。保険契約者自らが損害発生に関与することが予見または意図の抗弁の要件になるのである。単に損害を予見するだけではならず、保険契約者の行為が損害発生の要因となることが当該抗弁の成立要件なのである<sup>(71)</sup>。

ところで、予見または意図したことの挙証責任はいずれの当事者にあるのか。この点について、裁判例は保険契約者に予見または意図の不在についての挙証責任を負わせている。例えば、1991年の連邦第3巡回区控訴裁判所判決であるNew Castle County v. Hartford Acc. And Indem. Co.<sup>(72)</sup>は、環境破壊を発生させる原因物質が保険契約者の工場から発生したことにつき、予見または意図の不在の挙証責任を保険契約者に負わせるのは確立された原則であると述べている<sup>(73)</sup>。環境破壊事案については、2007年

---

(69) Linemaster Switch Corp. v. Aenta Life and Cas. Corp., 15 Conn. L. Rptr. 223 (Conn. Super. Ct. 1995).

(70) City of Johnstown, 877 F.2d at 1151.

(71) Mingachos v. CBS, Inc., 491 A.2d 368, 376 (Conn. 1985). なお、最近でも大多数の裁判所は保険契約者の故意による予期せぬ結果や、単なる保険契約者の故意のみでは予見または意図の抗弁には該当しないと判断している。See, e.g., National Union Fire Ins. Co. of Pittsburg, Pa. v. Puget Plastics Corp., 532 F.3d 398 (5th Cir. 2008); Liberty Mut. Ins. Co. v. Pella Corp., 631 F. Supp.2d 1125 (S.D. Iowa 2009).

(72) 933 F.2d 1162 (3d Cir. 1991).

(73) *Id.* at 1181.

にオレゴン州最高裁判所がEmployers Ins. of Wausau, A Mutual Company v. Tektronix, Inc.<sup>(74)</sup>において、環境破壊を発生させる汚染源につき予見または意図していなかったことの挙証責任を保険契約者に負わせる判断を示している<sup>(75)</sup>。

それでは、保険契約者が予見または意図しなかったと立証されるには、保険契約者の主観または客観的状況のいずれにより判断されるのか。主観的判断基準は保険契約者が実際に予見または意図することを必要とする。一方で、客観的判断基準は保険契約者が実際に予見または意図した場合のみならず客観的に知り得る状態をも包含することになる。1998年のミシガン州東部地区連邦地方裁判所判決であるAetna Casualty & Surety Co. v. Dow Chemical Co.<sup>(76)</sup>は、保険契約者の認識が保険法理論において重要な要素であるために、主観的基準を用いるべきであると判断している<sup>(77)</sup>。したがって、保険契約者の視点に立って行為と意図が検討されることになる。

多くの裁判所では主観的基準が用いられているが<sup>(78)</sup>、実際には客観的基準を適用した裁判例が少なからず存在する。保険契約者が群衆に銃を発射したことは損害発生につき相当に予見できるとするなど<sup>(79)</sup>、保険契約者の行為に焦点を合わせて判断がなされている例がある<sup>(80)</sup>。また、交通事故で

---

(74) 156 P.3d 105 (2007).

(75) *Id.* 一方で、発生した事故が保険金支払の除外事由に該当するかについては、その挙証責任を保険契約者ではなく保険者である損害保険会社に負わせている。See, e.g., Coffeyville Resources Refining & Marketing, LLC v. Liberty Surplus Ins. Corp., 748 F. Supp. 2d 1261 (D. Kan. 2010).

(76) 10 F. Supp.2d 771 (E.D. Mich. 1998).

(77) *Id.* at 789.

(78) Steadfast Inc. Co. v. Purdue Federick Co, 41 Conn. L. Rptr. 183 (Conn. Super. Ct. 2006).

(79) Garrison Property and Cas. Ins. Co. v. Barco, 2011 WL 9274 (D. Colo. 2011).

(80) また、いずれの基準が適用されようとも、損害保険会社が危険性を認識している場合には、予見または意図の抗弁を主張できない。See, Imperial Cas. And Indem. Co. v. State, 714 A.2d 1230, 1237-38 (Conn. 1998).

故殺（manslaughter）の有罪判決を受けると、保険契約者は車の衝突が予見できた事故であると判断する例もある<sup>(81)</sup>。係争中の損害が保険契約者の行為から自然かつ相当に発生する、または保険契約者の行為が実質的に損害発生を導く場合が以上の例に該当する。そこで、裁判所は係争事件が故意または重大な過失事故であれば客観的基準を用いる傾向にある。

### おわりに

不法行為が大規模化するのには、被害にみられるような損害の潜伏性のため、認識されるには損害発生時から時間的経過を必要とし、時間が経過することで被害が拡大するからである。これに対して賠償責任保険は多層的に担保範囲を積み上げた構造で補償を行う。

しかし、大規模不法行為の性質から、損害保険会社による保険金請求への抗弁が必然的に出現する。この認容の是非が賠償責任保険を巡る問題となる。賠償責任保険の対象である偶発性を否定する既知損害抗弁が成立するには、保険契約者の具体的な損害についての認識を必要とする。さらに、予見または意図の抗弁については、成立判断基準を保険契約者の主観に求めている。損害発生状況から抗弁成立を判断する客観的基準ではなく保険契約者の主観による主観的基準が採られることで、保険金請求を容易にする構造が確立されているのである。

大規模不法行為とりわけ製造物責任の事案では、既知損害抗弁がほとんど容認されることはない。タンポンがトキシック・ショックを与えたと主張された事件において、損害保険会社は保険契約者である製造者が当該製品の危険性につき既知であり、保険金支払の条件となる事由は発生していないと抗弁した。しかし、1993年のデラウェア州最高裁判所はPlaytex, Inc. v. Columbia Casualty<sup>(82)</sup>で、単なる損害発生危険性だけでは既知損

---

(81) Capital City Ins. Co. v. Hurst, 632 F.3d 898 (5th Cir. 2011).

(82) No. 88C-MR-233 (Del. Super. Ct. Sept. 20, 1993).

害とはいえないと判断したのである。

大規模不法行為と賠償責任保険の関係は重要である。なぜなら、被害者による損害賠償請求が認容された場合の原資となるからである。また倒産手続においては、破産財団を構成するものとなる。この意味で、保険契約者による保険金請求を緩和した賠償責任保険の存在は、結果的に大規模不法行為被害者への損害賠償という救済を担保しているとも解されるのである。

〈平成28年度科学研究費補助金 基盤研究(C) 研究課題「私人による違法行為の抑止とエンフォースメントの比較法的研究」(研究代表者: 樺博行) 課題番号25380127による研究〉

(本学法学部教授)